

平成20年第3回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成20年6月27日（金曜日）

議事日程（第6号）

平成20年6月27日（金）午後2時00分開議

- 第 1 (総務文教常任委員会付託案件)
議案第98号、議案第103号及び議案第104号
(市民厚生常任委員会付託案件)
議案第96号及び議案第97号、議案第99号から議案第101号まで
(産業建設常任委員会付託案件)
議案第102号、請願第1号
- 第 2 議案第105号
- 第 3 議案第106号
- 第 4 議案第107号
- 第 5 議案第108号
- 第 6 議会議第 6号
- 第 7 議会議第 7号
- 第 8 行財政改革特別委員会の中間報告
- 第 9 発議案第 5号
- 第10 発議案第 6号
- 第11 議会議第 8号
- 第12 発議案第 7号
- 第13 発議案第 8号
- 第14 議案第109号
- 第15 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28名）

1番	松	本	正	勝	君	2番	中	川	直	美	君
3番	中	村	剛	一	君	4番	白	杵	克	身	君
5番	金	田	淳	一	君	6番	浜	田	正	敏	君
7番	廣	瀬		擁	君	8番	小	田	純	一	君
9番	小	杉	邦	男	君	10番	大	桃	一	浩	君
11番	中	川	隆	一	君	12番	岩	崎	隆	寿	君

13番	中村良夫君	14番	若林直樹君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	18番	佐藤孝君
19番	金光英晴君	20番	猪股文彦君
21番	川上龍一君	22番	本間千佳子君
23番	金子克己君	24番	根岸勇雄君
25番	近藤和義君	26番	祝優雄君
27番	加賀博昭君	28番	竹内道廣君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	大竹幸一君
副市長	親松東一君	会計管理者	本間道子君
総務部長	齋藤英夫君	企画財政長	齋藤元彦君
市民環境部長	金子優君	産業観光長	佐々木正雄君
建設部長	田畑孝雄君	総務部長 (総務課長)	本間進治君
企画財政部長 (財政課長)	山本充彦君	市民環境部長 (市民生活・環境課長)	木下良則君
福祉保健部長 (社会福祉課長)	樋口賢二君	産業観光部長 (産業振興課長)	金子晴夫君
建設部長 (建設課長)	渡邊正人君	教育長	渡邊剛忠君
教育次長	藤井武雄君	選挙管理委員会 選委會	川島一三君
選挙管理委員会 選務局長	藤井雄一君	代監査委員	清水一次君
監査委員 局長	菊地賢一君	農業委員会 会長	永井忠昭君
農業委員会 局長	藤井與嗣明君	消防長	加藤貴一君

事務局職員出席者

事務局長	山田富巳夫君	事務局次長	池昌映君
------	--------	-------	------

議事調査
係長

中 川 雅 史 君 議 事 係 谷 川 直 樹 君

午後 2時00分 開議

○議長（竹内道廣君） ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（竹内道廣君） 会議に先立ち、ここでご報告をいたします。

去る19日の加賀博昭君の一般質問に対する中川直美君からの発言削除要求については、議会運営委員会を開催し、その取り扱い方を協議した結果、個人を特定することはできないものの、この種の発言のあり方について議会運営委員会でも慎重審議の上、議会としての方向性を定めることとし、今回の発言については削除等はしない扱いにしましたので、ご報告をいたします。

発言の訂正

○議長（竹内道廣君） 次に、執行部より発言を求められておりますので、これを許します。

藤井教育次長。

○教育次長（藤井武雄君） 去る6月19日の近藤議員の一般質問の中で、定例教育委員会の開催日を6月9日と申し上げましたが、6月6日でしたので、訂正します。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第98号、議案第103号及び議案第104号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第96号及び議案第97号、議案第99号から議案第101号まで

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第102号、請願第1号

○議長（竹内道廣君） 日程第1、これより総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

白杵総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 白杵克身君登壇〕

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第98号 専決処分承認を求めることについて（平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について）。本案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1,801万8,000円を追加し、予算総額を427億2,921万8,000円とする予算の補正を行ったものです。主な内容は、老人保健特別会計において医療給付費等の追加計上を行ったことに伴い、負担分を一般会計から繰り出しするもので、地方自治法の規定により専決処分したものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第103号 佐渡市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、監査委員の審査を要する内容が規定されたことにより、条例の一

部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第104号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ11億1,045万1,000円を追加し、予算総額を438億3,966万9,000円とするものであります。主な補正内容は、継続費における消防本部庁舎建設事業の年割額の変更、歳入では災害復旧費等の国庫支出金及び県支出金の増額、繰入金及び合併特例債等市債の減額、歳出では冬季風浪被害に係る災害復旧経費及び所得変動に係る住民税の減免措置による還付金であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

小田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 小田純一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第96号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本年4月30日付の専決処分により佐渡市税条例の一部を改正したことについて、議会の承認を求めるものであります。当該条例の改正の内容は、個人市民税に係る特定株式の譲渡益に係る特例の廃止、法人市民税の見直し及び固定資産税の減額特例などであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第97号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本年4月30日付の専決処分により佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正したことについて、議会の承認を求めるものであります。当該条例の改正の内容は、後期高齢者医療制度の開始により後期高齢者支援金を創設し、及び賦課限度額を改めるものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第99号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第1号）について）。本案は、本年5月13日付の専決処分により、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億2,895万8,000円を追加し、予算総額を10億6,865万8,000円としたことについて、議会の承認を求めるものであります。当該補正予算の内容は、歳入では支払基金交付金等を増額し、並びに歳出では医療諸費等を増額し、及び前年度繰り上げ充用金を計上するものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第100号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、佐渡市税条例の一部を改正するものであります。当該条例の改正の内容は、個人市民税に係る寄附金税制、金融証券税制の見直し、公的年金からの特別徴収制度の創設及び公益法人制度改革などであり、審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。改正地方税法第321条の7の2において、「ただし、当該市町村内に特別徴収対象年金所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でない認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる」と規定されているが、現行では「その他特別の事情」に関する基準が示されていないので、公的年金からの特別徴収制度の導入に当たり、慎重に検討されたい。

議案第101号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険税に係る応益負担の2割軽減制度について、申請によらず、職権で適用できるよう、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

○議長（竹内道廣君） 質疑の通告がありませんので、これより討論に入ります。

議案第97号に対する反対討論の通告がありますので、発言を許します。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番（中川直美君） 日本共産党の中川直美でございます。議案第97号、専決処分、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論を行います。

この議案は、先ほど委員長報告にあったとおり、今多くの国民から強い批判が上がっている後期高齢者医療制度の実施に伴って、佐渡市の国保税の条例が改正されるものであります。後期高齢者分が税金に上乘せになるわけであり、このように後期高齢者医療制度は75歳以上の方だけに影響するのではなく、国保の加入者の税金にも大きな影響を与えるものであります。深刻な市民の暮らしの中で、今でも高く大変な国保税に新たに後期高齢者分、支援金が乗せられ、最高額も3万円引き上げられるものであります。低所得者層の加入者が多い国保の中にあつて、最高限度額いっぱい支払っている方は値上げ方向になります。また、議案上程の質疑の答弁でありましたが、これまでの老人保健拠出金と後期高齢者支援金、これは計算方法が違うために、この2つの相殺がどうなるか、はっきりわからないというものであります。これは、国保税につながりかねないものでありますし、後期高齢者の保険の費用は今後上がりますから、負担がふえていくことが想像できます。また、市民の健康のために効果を発揮をしている健康の検診費用は、昨年までは国の公費負担であったものがことしから保険者である市の負担となつていきますから、これもまた今後の国保税引き上げの要因になりかねないものであります。国保税に後期高齢者分が上乘せされているということについて、十分市民には知らされていません。税の通知を見たら、後期高齢者分が何であるのかとなるのではないのでしょうか。今深刻な不景気の中で市民の暮らしは大変ですから、市民負担増になりかねないものには賛成できません。

最後に、後期高齢者医療制度廃止法案は現在国会で継続扱いとなっております。後期高齢者医療制度は、お年寄りいじめの制度と強い国民の批判が上がつています。この制度の影響を受けて、佐渡市の国保税もそれに合わせられるわけであり、こんな制度は廃止すべきだということを強く申し上げて、反対の

討論といたします。

○議長（竹内道廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第97号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、討論に入ります。

議案第100号に対する反対討論の通告がありますので、発言を許します。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番（中川直美君） 共産党の中川直美でございます。議案第100号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

この佐渡市の税条例の改正で、65歳以上の年金受給者の住民税が来年10月から年金天引きされることとなります。国政レベルでも野党は反対をいたしました。簡単に紹介をしておきたいと思うのですが、年金というのは高齢者にとって唯一の収入であって、そして生活のすべてを年金でやりくりをして生きているというのが今の高齢者の皆さんの現状です、こんなふうに述べて、住民税の年金天引きまで行う、これは言語道断であると言わざるを得ませんというふうに野党が発言をしております。ちなみに、これは野党第1党の民主党の発言であります。先ほど委員長報告の中に、年金天引きは慎重にすべきということが語られましたが、本当にそのとおりだと思います。今紹介した発言のように、年金生活者の暮らしは大変ですから、慎重というより、こういったことはやめるべきだと考えます。年金天引きされる市民は、今年度からの推計では、年金所得のある8,630人のうち約3割の2,630人も市民が対象になると見込まれております。今大問題となっている年金問題も解決していません。年金支給額も物価スライドというが、一向に年金支給額は上がっていません。一方では、ガソリンの値上げに見られるように、生活必需品は値上がっており、暮らしの実態は本当に大変です。わずかな年金から介護保険料が取られ、ことしの4月からはそこに後期高齢者医療制度の保険料が天引きされ、全国の怒りを買っています。そして、追い打ちをかけるように、来年の10月からは住民税の年金天引きが加わるわけでありまして。これではまるで年寄りや死ねと言っているのと同じだとある高齢者の方が怒っていました。そして、こんな政治はやめてほしいとも語っていました。本当にそのとおりだと思います。国の大もとの法律改正により、佐渡市の条例も変えるわけですが、市民への課税通知は市長の名前でありまして。わずかな年金から住民税を天引きする、この改正には反対をいたします。

○議長（竹内道廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第100号についての採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第97号及び議案第100号を除く案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

若林産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 若林直樹君登壇〕

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第102号 佐渡市小倉ダム管理条例の制定について。本案は、国営佐渡土地改良事業により造成された小倉ダムが平成21年4月より国から佐渡市へ管理委託されることに伴い、土地改良法の規定に基づき、条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

請願第1号 地方分権改革にあたっての農業基盤整備への責任ある配慮を求める請願書。本請願は、国の直轄事業として行われてきた農業基盤整備を引き続き国の責務として着実に実施し、また農業農村整備事業の検討に当たって、農村地域や農業者の実情と意見を反映した分権改革とするよう、関係機関に意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第105号

○議長（竹内道廣君） 日程第2、議案第105号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第105号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市五十里財産区管理委員の任期が平成20年6月30日をもって満了となりますので、佐渡市五十里財産区管理会条例第3条第1項の規定により、新たな委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

委員の氏名は、第1区、内田公一氏、第2区、名畑力氏、第3区、辰間策栄氏、第4区、濱田稔氏、第5区、末武正一氏、第6区、本間邦雄氏、第7区、野田宣明氏の7名でございます。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第3 議案第106号

○議長（竹内道廣君） 日程第3、議案第106号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第106号をご説明します。

佐渡市二宮財産区管理委員の選任について。本案は、佐渡市二宮財産区管理委員の任期が平成20年6月30日をもって満了となりますので、佐渡市二宮財産区管理会条例第3条第1項の規定により、新たな委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

委員の氏名は、第1区、矢田有年氏、第2区、清水紀治氏、第3区、本間武男氏、第4区、尾崎幸雄氏、第5区、寺野榮二氏、第6区、五十立秀男氏、第7区、相田榮一郎氏の7名でございます。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第4 議案第107号

○議長（竹内道廣君） 日程第4、議案第107号 佐渡市真野財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第107号 佐渡市真野財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市真野財産区管理委員の任期が平成20年6月30日をもって満了となりますので、佐渡市真野財産区管理会条例第3条第1項の規定により、新たな委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

委員の氏名は、第1区、鈴木新正氏、第2区、知本規矩治氏、第3区、白杵誠五氏、第4区、安達忠雄氏、第5区、野元正昭氏、第6区、豊岡昭夫氏、第7区、計良孝行氏の7名でございます。よろしくご賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第5 議案第108号

○議長（竹内道廣君） 日程第5、議案第108号 佐渡市人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第108号をご説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員、田屋たま子さんの任期が平成20年9月30日をもって満了となり、後任の者を中原212番地の12、中川郁子さんをお願いするものであります。つきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。なお、委員の任期は法務大臣の委嘱の日から3年間です。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第108号 佐渡市人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議会議第6号

○議長（竹内道廣君） 日程第6、議会議第6号 佐渡市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

現農業委員の任期が来る7月23日をもって満了となるため、市長から農業委員の推薦を求められております。議会として農業委員2名を推薦することとし、2名のうちの1名に金子健治君を推薦いたしたいと思っております。

お諮りします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、議会推薦の農業委員会委員に金子健治君を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員に金子健治君を推薦することに決しました。

日程第7 議会議第7号

○議長（竹内道廣君） 日程第7、議会議第7号 佐渡市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議会推薦の農業委員2名のうちの1名に猪股文彦君を推進いたしたいと思っております。

お諮りします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、議会推薦の農業委員会委員に猪股文彦君を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員に猪股文彦君を推薦することに決しました。

日程第8 行財政改革特別委員会の中間報告

○議長（竹内道廣君） 日程第8、行財政改革特別委員会に付託中の議会改革に関する件については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

田中行財政改革特別委員会委員長。

〔行財政改革特別委員長 田中文夫君登壇〕

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 行財政改革特別委員会中間報告。

本委員会に付託された事項について、会議規則第45条第2項の規定により、以下のとおり中間報告する。

1、当委員会の設置及び調査経過。

当委員会は、市の行財政改革の推進及び議会改革に関することを付託事項とし、さきの平成20年第2回臨時議会において議員発議により設置された。これまでに計4回の特別委員会を開催し、議員定数削減を主とした議会改革、下水道事業費縮減のための大幅見直し及び本庁・支所・出張所のあり方を主とした行政機構改革の3つを重点項目とし、まず議会自らの改革が必要であるとの共通認識から、議員定数について集中的に調査した。

2、議員定数について。

(1)、現行の議員定数28人について。平成18年3月に設置された議員定数特別委員会において、全国類似団体の人口、面積及び条例定数等の実態調査をもとに、今後の佐渡市の人口減少、少子高齢化の進行、

財政状況及び地理的条件などを考慮し、議員定数28人と決定されたものである。

(2)、当委員会の調査の経過及び結果。近年合併事例のない全国6万人自治体の議員定数平均値は21人である。当市議会の議員定数もこの水準に近づける努力が必要であるが、佐渡市の特殊条件である地理的広域性、高齢化率の上昇、行政の抱えている課題などから、合併特例措置終了以降に向けた段階的な削減が必要である。よって、4年後の改選時には、類似団体の議員定数平均値21人に佐渡市の特殊条件を勘案した3人を加えた24人とすべきものとして、採決の結果、賛成多数で決定した。

以上。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） ただいま委員長から報告のありました行財政改革特別委員会中間報告、議員定数について中間報告でも少し触れていると思いますが、お尋ねいたします。

この4月に選挙が終わり、議員定数が60名から28名へと減ったばかりで、まだ2カ月余りしかたっていません。それが4年後の改選時には28名から24名ということですが、1点目は、議員定数削減についてどういう意見が出されたのか。それと、2点目に、その意見を踏まえて、どんな議論がなされたのか。

3点目には、最終的にどんな方法で決定したのか。以上3点についてお尋ねいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 中村議員の質疑にお答えする前に、再確認を兼ねて、本委員会の意義、役割について述べます。

本委員会は、竹内議長が就任時及び議会報で発した、まず議員自らが血を流す議員定数のさらなる削減に着手し、市民の負託に毅然とこたえ、確固たる姿勢で将来の佐渡市を見据えた改革に取り組みねばなりませんとの檄に呼応した形で、各派代表者会議の場で設置を決定されたものと理解しております。したがって、議員定数削減を主とした議員改革は、合併を成功裏に導き、佐渡市の礎を築き、安定した佐渡市づくりを行うための最重要課題である行政改革の断行を市執行部に迫り、批判的に監視する際の議会の態度と決意表明をあらわしたものであります。また、市民に対しては、正念場とも言える合併特例措置後半を担う議会の役割と使命を明らかにしたものであります。もとより議員定数は少なければよいというものではありませんが、成熟した市民の自治意識に支えられて、選抜された意欲と能力を持った優秀な議員が集えば、少数であっても市民自治の牙城として十分に貢献できるものと考えております。

では、質疑の1、議員定数削減についてどういう意見が出されたかにお答えします。正確を期すため、事務局員のメモも参照して、紹介します。1、市民ニーズは議員定数削減なのか、議員報酬削減なのか、はかり知れないと疑問を呈した委員もおります。2、議員定数を削減することが議会の権能を高めることになるのかとの懐疑論も出されました。3、定数についての議論も必要であるが、議会は住民の意見を行政に伝えること、また行政を監視する機能を果たす責任があり、議会改革全般についての議論を並行して行うべきだろうという意見もありました。4、定数削減が必要としても、削減して、28人で出発したばかりであり、4年後の定数を定める議論は時期尚早であるという意見もありました。また、いや、新発田市

の例のように選挙間近の議論は冷静さを欠くので、この時期が妥当であるという意見もあります。7、佐渡市発足から4年が経過したが、議会運営も含め、行政運営が円滑に進められていない等を考えると、段階的な削減が望ましいだろうという意見。8、議員定数の最終目標が近年合併事例のない全国6万人自治体の平均議員定数21人であるならば、定数は安易に変更すべきではないので、即21人前後にするべきなどという意見もあります。

次、質疑2です。その意見を踏まえ、どんな議論がなされたかではありますが、これだけの多様な意見が出ておりましたので、議論の拡散を回避するために、各委員に妥当と思われる数とその理由を上げていただきました。おおむね4通りにまとめて、紹介してみます。1、現行どおり28人、理由、佐渡市の地理的広域性、市民ニーズを市政に反映させるシステム構築の不完全さ、28人で始まったばかりで、安易に削減すべきではない。検討すべきは議会改革ではなかろうか。2つ目、26人、理由、議員定数の削減は全国的に見ても加速しており、当市議会も削減の方向で進むことには理解を示すが、佐渡市の地理的広域性などから最低限度の削減とすべきである。3番目、24人、理由、近年合併事例のない全国6万人自治体の平均値は21人であり、最終的にはこれに限りなく近い数にするべきだ。しかし、佐渡市の特殊条件、合併特例措置期間終了後に向けた段階的な削減が望ましい。4つ目、20人、近年合併事例のない全国6万人自治体の平均値が21人なら、次期改選時にはさらに削減努力をするべきである。また、佐渡市の特殊事情を勘案するなら、小選挙区制の導入も検討すべきであろうというような意見であります。数も理由もまちまちでしたので、ただ大別すれば削減可か不可かという大きな分かれがあります。議論を煮詰めるために、近年合併事例のない6万人自治体の議員定数21人を基準に、そのプラス・マイナスを論じてもらいました。同じ土俵で議員定数の妥当性を諮ったものであります。結果は、このたび報告したとおりの結論です。

質問3、最終的にどんな方法で決定したのかですが、採決させていただきました。調整の結果、24と28でこれ以上の歩み寄りとは不可能と判断したからです。採決の結果は、欠席1名、24人に賛成が5人、反対1人、賛成多数で24人に決定した次第です。

以上。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） もう一点お尋ねいたします。

24名の定数の削減に至った経過はわかりましたけれども、もう少し具体的にお尋ねいたします。今全国の少くない議会で、先ほども委員長のお尋ねの中でもありましたけれども、議会改革と称して、反問権を認めて、執行部との論戦などを深めることや市民のパイプ役としての機能の発揮のための報告会など、新聞やマスコミでも結構報道されています。定数削減もさることながら、市民の意思、声を市政の場にどう発揮されるようにするかということが根本問題としてあると思いますけれども、その点については具体的に議論されましたでしょうか。そして、一定の結論が出ましたでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田中行財政改革特別委員長。

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 今お尋ねの件につきましては、議員定数に特化するのではなく、議会改革全般について検討すべきだという意見がございました。私もその旨の趣旨については賛同する立

場でありましたが、何分今回の特別委員会の持っている目的等々勘案して、そこまでの時間的なゆとりを持つことがなかなか難しい。さまざまな改革の課題が山積している中でこればかりに拘泥はできないということも含めまして、今回はそれについては本来の意味で議長、またそれを支えていく議会運営委員会並びに各派代表者会議等の場の中で積極的にそのテーマについては議論していただき、進めていただきたいというふうに思っています。と申しますのは、議会が小さくなれば、当然そのことを補完し、あるいは支えてもらうという意味で市民自治というものが成熟していくことがやっぱり必須の条件だと思えます。議会は、市民自治の成熟を支持し、支え、促していくという活動が責務だと思えます。そういった意味で、その重要な活動については、今申し上げたように、議長以下の方々にお願いしたいというふうに思っています。

○議長（竹内道廣君） 質疑を終結いたします。

以上で行財政改革特別委員会の中間報告を終わります。

日程第9 発議案第5号

○議長（竹内道廣君） 日程第9、発議案第5号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田中文夫君。

〔15番 田中文夫君登壇〕

○15番（田中文夫君）

発議案第5号

佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成20年6月26日

提出者	佐渡市議会議員	田 中 文 夫
賛成者	〃	川 上 龍 一
〃	〃	中 村 剛 一
〃	〃	浜 田 正 敏
〃	〃	中 川 隆 一
〃	〃	猪 股 文 彦
〃	〃	近 藤 和 義

佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市議会議員の定数を定める条例（平成18年佐渡市条例第72号）の一部を次のように改正する。

「28人」を「24人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年3月1日から施行し、その日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用

する。

提案理由を申し上げます。本案は、先ほどの行財政改革特別委員会の中間報告、議員定数削減を主とする議会改革のまとめを踏まえ、地方自治法第91条第1項及び佐渡市議会議員の定数を定める条例の規定により、佐渡市議会議員の定数28人を4人減らし、24人と改めることの条例であります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） ただいまの発議案に対する質疑の通告はありませんので、これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

中村良夫君の発言を許します。

中村良夫君。

〔13番 中村良夫君登壇〕

○13番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。発議案第5号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議員定数を次期の選挙から現在の28名を24名に減らすという条例改正の発議に対する反対討論を行います。

特例だった議員定数60名が減らされ、28名となって2カ月余りであります。まず第1に、なぜこのように急いで決める必要があったのかということであります。市民の中には、合併してから市民や地域の声が反映されなくなったという声が数多くありますし、中には役に立たない議員は要らないから、もっと減らせ。あるいは、市民と政治のパイプ役の議員が少なくなって、声が届かなくなった。今の報酬ぐらいなら28名でもいいのではないかなどなどという声もあります。一番大事なのは、行政とのパイプ役としての議員、市民の意思に基づいて市政を監視し、市民と一緒に政策提起し、住みよい地域をつくっていくということではないでしょうか。そういった議会が今期待されていると考えます。まず、そこを市民と一緒に考える必要があるのではないのでしょうか。そうしないと、減らしたはいいが、地域の声が全く届かなくなり、その地域がだめになったということも起こり得るのではないのでしょうか。人口規模等が似ている類似団体を基準に考えたようではありますが、佐渡は東京23区の約1.5倍の面積を持ち、海に囲まれている特殊な地域でもあります。それを単純に類似団体比較だけで決めてしまうのは、大いに疑問が残ります。市民は、議員に対して、もっと市民や地域のために頑張れという強い批判を持っています。だからこそ、役に立たない議員は減らせとなっているのではないのでしょうか。この提案のもとになった行財政改革特別委員会の中間報告でも述べましたが、今市町村合併が進んだことや財政状況などなどから全国の地方議会で、どうやったら市民の期待にこたえることができるかと議会改革が進んでいます。こういった取り組みとともに、佐渡にとって本当にどれだけの議員数がいいのかということをも市民とともに考えるべきだと思います。財政が厳しく、将来はさらに厳しいからというのもこの削減案の大きな柱だと思います。ある市民の方が言っていました、何でも減らせ、減らせとやれば、結局最後は市長が1人、議員1人ということになる。本当にそうであります。自民党の小泉改革の地方切り捨ての影響で市町村の財政が大なたを振るうごとく削減され、これではやっていけないという悲鳴が全国で上がっています。このままの流れでいけば、本当に佐渡がなくなってしまいます。こういった状況はどうしても変えなくては、この佐渡がなくなってしまわないかだと思います。市民は議員、議会に望むことは、市民の声をよく聞いてください、これが強い要望であります。市民の声が市政に届いていない現状があるのではないのでしょうか。そのことが市民の

中には不満があるのではないのでしょうか。どうしたらいいのか。市民の声が届くように、議会はもちろん佐渡市行政もやった上で議員定数をどうするか、私は議論すべきだと思います。

以上の理由で、まだ改選され、2カ月しかたっていない中でこの結論は急ぎ過ぎであると考え、反対の討論といたします。良識ある議員諸氏の賛同をお願いし、反対討論終わります。ありがとうございました。

○議長（竹内道廣君） 次に、賛成討論を許します。

近藤和義君。

〔25番 近藤和義君登壇〕

○25番（近藤和義君） 民主党の近藤和義であります。多くの同僚議員諸氏の強い要請を受けて、佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をいたします。

現在の佐渡市の一般会計予算規模は、424億円であります。内容は、自主財源が100億円、うち税収が57億円、依存財源は300億円で、その内訳は200億円が交付税、50億円が国県支出金であり、残り50億円が市債であります。しかし、70%以上を国県に依存したこの予算は、合併特例による優遇措置によって成立しているものであり、10年後の交付税一本算定時には地方交付税が現在の半額に、好むと好まざるとにかかわらず、減額されていくことは明白であります。近年合併事例のない全国6万自治体の平均財政規模が佐渡市の2分の1の約200億円であることがこれを明示しています。加えて、毎年1,000人の人口減少に歯どめがかからず、税収は今後も減収していくことが予測されています。したがって、これらを見据えた上で佐渡市が生き残るには、地場産業を活性化し、税収を上げるための政策の実施とともに、聖域なき行財政改革の断行は必要不可欠であります。そして、このことが健全自治建設の基軸をなし、全体の市民益確保に連動するものと確信をいたしております。現在の6万人自治体の人件費は平均42億円であり、これに対して佐渡市は86億円と2倍以上であります。また、人口1万人当たりの職員数においても全国類似団体88市の中で第2位の108人を大きく引き離しての136人であり、断然トップに位置しています。反対に、議員報酬は平均40万8,000円に対して佐渡市は26万9,000円で、6万自治体の中で30万以下は本市だけであり、他を引き離しての最下位にあります。また、議会費においても2億3,300万円の平均に対して佐渡市は2億2,700万円と同じく平均を下回っています。しかし、このように本市の議会議員が全国最低水準にあるとしても、今後我々議員が将来の佐渡市を見据えた改革に敢然と取り組むためには、議員、議会自らがさらに身を切り、血を流して、再度議員定数削減に着手をし、確固たる覚悟と姿勢を市民に示して、その負託にこたえるべきと考えています。このことは、先ほど発言にありましたように、新議長の新任のあいさつの趣旨にも一致するところでもあります。定数削減による少数精鋭の議会設置は、究極の議会改革であることは論をまちません。しかし、ただいまの中村議員の討論の現状維持にすべき理由にある佐渡市の地理的広域性や広く民意を代議すること、そして今後の財政や人口の推移等を踏まえる必要から、将来目標は平均定数の21人を目指しつつも、年次を追った段階的な削減が肝要と考えています。よって、次期改選時には現員の28名から24名に定数を削減する、この条例改正が適当と判断し、これに賛成するものであります。

良識ある議員諸氏の賛同を求め、賛成討論といたします。

○議長（竹内道廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第10 発議案第6号

○議長（竹内道廣君） 日程第10、発議案第6号 佐渡市議会地域医療体制検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金光英晴君。

〔19番 金光英晴君登壇〕

○19番（金光英晴君）

発議案第6号

佐渡市議会地域医療体制検討特別委員会の設置について

佐渡市議会地域医療体制検討特別委員会の設置について、地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年6月26日

提出者	佐渡市議会議員	金光英晴
賛成者	〃	村川四郎
〃	〃	中川直美
〃	〃	金田淳一
〃	〃	廣瀬 擁
〃	〃	小杉邦男
〃	〃	田中文夫
〃	〃	根岸勇雄

佐渡市議会地域医療体制検討特別委員会の設置について

地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

1 特別委員会の名称

佐渡市議会地域医療体制検討特別委員会

2 付託事項

佐渡総合病院の新築移転に伴う公的支援のあり方及び市立病院の今後のあり方について

3 委員の定数

10人

4 期間

上記付託事項が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う。

5 費用

50万円

提案理由についてご説明いたします。本案は、本年5月21日、県厚生連より佐渡総合病院の移転新築に伴う財政支援要請書が市長に対して提出されたことに伴い、佐渡総合病院の移転新築に伴う公的支援のあり方及び市立病院の今後のあり方について検討するため、市議会として地域医療体制検討特別委員会を発足するものであります。なお、当該特別委員会の定数は10名、費用は50万円、審査期間はおおむね9月定例会最終日を目標とするものであります。ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 発議案第6号について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議会議第8号

○議長（竹内道廣君） 日程第11、議会議第8号 佐渡市議会地域医療体制検討特別委員会委員の選任を行います。

佐渡市議会地域医療体制検討特別委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名をいたします。

特別委員会委員に

廣瀬 擁 君	小田 純一 君	小杉 邦男 君
中村 良夫 君	田中文夫 君	佐藤 孝 君
金光 英晴 君	金子 克己 君	根岸 勇雄 君
加賀 博昭 君		

の10名を佐渡市議会地域医療体制検討特別委員会委員に選任をいたします。

暫時休憩します。

午後 3時07分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に佐渡市議会地域医療体制検討特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に小田純一君、副委員長に廣瀬擁君。

以上であります。

日程第12 発議案第7号

○議長（竹内道廣君） 日程第12、発議案第7号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

若林直樹君。

〔14番 若林直樹君登壇〕

○14番（若林直樹君）

発議案第7号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成20年6月26日

提出者	佐渡市議会議員	若林直樹
賛成者	〃	中川隆一
〃	〃	松本正勝
〃	〃	中村剛一
〃	〃	中村良夫
〃	〃	金子健治
〃	〃	村川四郎
〃	〃	猪股文彦
〃	〃	川上龍一

地方分権改革に伴う農業基盤整備への責任ある配慮を求める意見書

佐渡市のかんがい用水は、平野部では中小河川に、中山間部では大小のため池や溪流、地下水に依存しているが、いずれによっても十分な水量を確保することが難しく、慢性的な農業用水不足に悩まされている。また、佐渡島最大の穀倉地帯である国仲平野は、排水本川である国府川の水位上昇が早いこともあり、常襲的な湛水地帯となっている。

この問題を解決するため、平成3年より国営佐渡農業水利事業が着手され、国の直轄事業として基幹的施設の整備が進められているが、国営事業で造成される施設は国有財産であり、また、農業用水を安定的に確保していくうえで、これらの管理・整備は引き続き国の責任において、地方と連携しながら実施していくことが極めて重要である。

現在、地方分権改革推進委員会等において、国と地方の役割分担の見直し検討が進められ、地方農政局は大半の業務を地方に移管し廃止すべきとの議論が行われている。地方の市町村にとって、地域に密着した行政機関である地方農政局の役割は重要であり、その廃止により、地域の農業振興の基礎となる基幹水利施設の整備や管理に大きな支障が生じることを強く懸念するものである。

農業・農村が、安全で安心な食糧を安定的に供給する役割を今後も十全に果たせるよう、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

1 これまでの国の直轄事業として行われてきた各種の農業基盤整備が、引き続き国の責務として国が自

ら着実に実施すべきであること。

2 農業農村整備事業の検討にあたっては、農村地域や農業者の実情と意見を反映した分権改革とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議案第8号

○議長（竹内道廣君） 日程第13、発議案第8号 佐渡市議会議員の報酬の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金光英晴君。

〔19番 金光英晴君登壇〕

○19番（金光英晴君）

発議案第8号

佐渡市議会議員の報酬の減額に関する条例の制定について

佐渡市議会議員の報酬の減額に関する条例を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成20年6月27日

提出者	佐渡市議会議員	金 光 英 晴
賛成者	〃	村 川 四 郎
〃	〃	中 川 直 美
〃	〃	金 田 淳 一
〃	〃	廣 瀬 擁
〃	〃	小 杉 邦 男
〃	〃	田 中 文 夫
〃	〃	根 岸 勇 雄

佐渡市議会議員の報酬の減額に関する条例

平成20年8月1日から同月31日までの間における佐渡市議会議員の報酬月額、佐渡市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年佐渡市条例第49号）第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

議長 月額 249,000円

副議長 月額 236,000円

議員 月額 246,100円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由についてご説明申し上げます。まず、本案提出に至る経緯をご説明いたします。本年3月定例会及び4月臨時会について、本市議会報編集特別委員会の責任において議会だより第16号を編集、印刷し、本年6月5日に発行したところではありますが、これを市民の皆様にお届けする段に至り、市当局の指摘により、一般質問の市長答弁の記事に事実と異なる表現があることが判明いたしました。しかし、時期的にはもはや一部地域を除いて差し止めが間に合わない状況であったため、正副議長等においてる協議した結果、急遽全戸に対して議会だより改訂版を発行することとし、これを本年6月15日に再発行し、市内全戸に対して配布したところでもあります。このことについて、本市議会といたしましては、関係者に対し多大なるご迷惑をおかけしたことについて猛省し、なおかつ多額の経費を伴う再発行という措置をとったことについての責任を大変痛切に受けとめているところであります。よって、本条例案によりまして、本年8月分の議員報酬について、議長10万円、副議長5万円、その他議員2万2,900円をそれぞれ減額するものであります。このことは、過去の判例に照らして大変重いものであります。議会自らを厳しく律し、今後このようなことが二度と起こらないよう、私たち議員全員が市民の皆様にかたくお約束する意思をあらわすものであります。ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第109号

○議長（竹内道廣君） 日程第14、議案第109号 佐渡市副市長の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第109号 佐渡市副市長の選任についてご説明いたします。

本案は、佐渡市副市長、大竹幸一氏の任期が平成20年6月30日をもって満了となります。後任の者に佐渡市潟端343番地、甲斐元也氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第109号 佐渡市副市長の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ただいま投票の声が上がりましたので、無記名投票によって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（竹内道廣君） ただいまの出席議員数は28名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（竹内道廣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（竹内道廣君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（竹内道廣君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に7番、廣瀬擁君、8番、小田純一君を指名をいたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（竹内道廣君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数27票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 20票

反対 6票

白票 1票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

ただいま選任同意のあった甲斐元也君から発言を求められておりますので、入場の上、発言を許します。

〔甲斐元也君入場〕

〔甲斐元也君登壇〕

○甲斐元也君 潟端343番地の甲斐元也でございます。ただいまご同意をいただきまして、感謝申し上げます。

昭和40年に佐渡高等学校を卒業いたしまして、以来約40年、佐渡を離れまして、新潟県庁におきまして、特に農業を中心といたしました産業振興に頑張っておりまして。これからは高野市長の片腕として、職員一丸となって佐渡の活性化のために頑張る所存でございますので、議員各位の温かいご支援、ご指導をお願いを申し上げたいと思っております。どうか頑張りますので、よろしくをお願い申し上げます。ありがとうございました。

〔甲斐元也君退場〕

日程第15 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（竹内道廣君） 日程第15、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（竹内道廣君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

まず、大竹副市長。

〔副市長 大竹幸一君登壇〕

○副市長（大竹幸一君） ただいま発言の機会を計らっていただきました議長に、まずもって感謝を申し上げます。

議員各位に一言御礼のごあいさつを申し上げます。平成16年3月、平成の大合併をなし遂げた間もない7月1日付で佐渡市初代助役として招聘をいただきましてから丸4年でございます。着任間もなく台風災害による稲作、果樹の壊滅的な被害と越波による漁港、漁船、漁具の甚大な被害、その対策道半ばに襲った10.23中越大震災、秋の行楽を直撃をし、相次ぐキャンセルと風評被害対策、夢中で走ってきた思いでございます。この間、議員各位からは苦言もいただき、あるいはまたおしかりもちょうだいしながらも温かくご指導いただきました。まことにありがとうございました。トキ試験放鳥への取り組み、専門学校誘致、アースセレブレーション、トライアスロン、ロングライド、はなが甲子園、そのほか地域のイベント、どれも忘れられないものがあります。今後これらがさらなる進化、発展を祈っているところでございます。

高野市長、議員各位におかれましては2期目がスタートされました。病院問題、交通政策問題、世界遺

産登録問題等、いつきの空白も許されないところであろうかと存じます。どうかご健闘をお祈り申し上げます

最後に、佐渡市議会のご発展と議員各位のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、退任のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（竹内道廣君） 次に、高野市長の発言を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 平成20年6月市議会定例会閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会に提案いたしました14議案等につきまして、本日までの16日間にわたりまして慎重なご審議をいただき、厚く御礼申し上げます。一般質問を始め各委員会審議の過程で拝聴いたしました建設的なご意見につきましては、今後の市政に十分反映させてまいりたいと考えております。

また、今回の人事異動により、ただいまごあいさつ申し上げました大竹幸一氏の退任、さらに新副市長として甲斐元也氏を迎え、体制を新たにしたところでございます。今後の佐渡市を見据えた公約を掲げ、2期目をスタートさせた私にとりましても新体制のもと、佐渡市の未来創生に向けての第一歩をしるしたところであり、佐渡汽船問題やそれに関連する観光振興対策、農業振興対策、佐渡総合病院移転新築等々、課題は山積しておりますが、その課題解決に向けて、職員と総力を結集して臨んでいく所存でございます。これからの佐渡市を考えると、私ども執行者はもとより、議会もご理解をいただいて、ともに車の両輪として歩む覚悟を申し述べまして、閉会に当たってのごあいさつといたします。

○議長（竹内道廣君） 以上で会議を閉じます。

平成20年第3回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年6月27日

議 長 竹 内 道 廣

署 名 議 員 金 田 淳 一

署 名 議 員 浜 田 正 敏